

## 改正後

### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 （略）

#### 3 申請方法等

(1) （略）

(2) 提出方法

申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

##### ① 郵送による提出

次の書類等を同封し、(1)の提出先宛て簡易書留により郵送してください。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を送付してください。）

ロ 申請書の副本（記入・押印した申請書正本の表紙（様式第6号、第10号、第12号又は第16号の（第1面））のコピー）

ハ 申請手数料分の栃木県収入証紙

ニ 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）

ホ 許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

##### ② 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を(1)の提出先宛て持参してください。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

ロ 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

ハ 申請手数料分の現金（庁舎で証紙を購入できます。）

ニ 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

(3)～(4) （略）

(5) （削除）

#### 4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
経理状況確認書類 (申請者が法人の場合) (略) (申請者が個人の場合) ①～② ③ 直前3年の所得税の納税証明書(その1・納税額等証明用) (当該納税証明書の全部又は一部を提出できない個人の申請者にあつては、当該証明書が提出できない期間につき、「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」及び「源泉徴収票の写し」を提出すること。)	(略)
(略)	

\*1～8 (略)

(2)～(8) (略)

#### 5 申請手数料

申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

(栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)第2条) (略)

## 改正前

### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 (略)

#### 3 申請方法等

(1) (略)

(2) 申請にあたっては、書類審査に加えて、申請者の事業概要や経営状況等について確認するとともに、適正に処理業を営む能力を有しているか等について対面により審査することとしていますので、あらかじめ日時を予約のうえ来庁してください。

(3)～(4) (略)

(5) 申請書は、正副2部作成し、副を申請者の控えとしてください。

#### 4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
(略)	
経理状況確認書類 (申請者が法人の場合) (略) (申請者が個人の場合) ①～② (略) 固定資産の評価証明書 ③ 直前3年の所得税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	(略)
(略)	

\*1～8 (略)

(2)～(8) (略)

#### 5 申請手数料

申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

申請当日の窓口審査終了後に栃木県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。

(栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)第2条) (略)

## 改正後

6～8 (略)  
<注>用語 (略)

附則(令和2年6月5日改正)

改正後の基準は、令和2年6月19日から適用するものとする。

様式(略)

## 改正前

6～8 (略)  
<注>用語 (略)

様式(略)